

# 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

## 1 貸付物件及び貸付面積

物件番号	財産名	所在地	貸付箇所	使用可能範囲寸法
1	松川運動公園	御笠5丁目3-1	松川運動公園 体育館玄関	(幅1.42m×奥行0.89m)未満
2	松川運動公園	御笠5丁目3	松川運動公園 グラウンド	(幅1.32m×奥行0.89m)未満

※1 物件番号ごとの位置図に示した場所に、使用可能範囲寸法を超えないものを設置してください。

※2 自動販売機は、物件番号ごとに1台設置するものとします。

※3 使用可能範囲寸法には、放熱余地・転倒防止板設置部分を含みます。

なお、使用済容器回収ボックスの寸法は含みません。別箇所に回収ボックス設置場所を準備します。

※4 自動販売機の機種等によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、申込前に必ず設置場所の確認を行うようにしてください。

## 2 自動販売機設置料等

自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い太宰府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとし、年度ごとに教育委員会が発行する納付書により指定する期日までに納付してください。

### (1) 行政財産使用料

太宰府市行政財産使用料条例別表第2の規定に基づく使用料の額を定める規則（平成8年規則第36号）に基づき算定した使用料を年額とします。

区分	使用料の額
使用面積 0.5 m <sup>2</sup> 未満	5,280 円
使用面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 1.0 m <sup>2</sup> 未満	10,560 円
使用面積 1.0 m <sup>2</sup> 以上 2.0 m <sup>2</sup> 未満	21,120 円

※ 使用料の額に100分の110を乗じて得た額を年額とし、その額に10円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとします。ただし、消費税率の変更が生じた次年度以降は、変更後の率とします。

### (2) 売上納付金

当該自動販売機の毎月の売上に、一定の率《落札した率》を乗じた金額を月額とします（円未満切捨て）。

### 3 電気使用料

自動販売機の運転に必要な電気使用料は、設置者の負担とします。設置者において、適正な規格品である計量機器（子メーター）を設置し、その消費電力量に応じた金額を、教育委員会が毎月発行する納入通知書により納入してください。

#### ※1 電気使用料の算出方法

電気使用料（円未満切捨て）＝毎月の電気料金単価×消費電力量

※2 子メーターを設置し難い場合にあっては設置者と別途協議を行い、電気使用料を決定します。

### 4 その他必要となる経費等の負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。

### 5 設置機器

- (1) 利用者に使いやすいユニバーサルデザインの機器を、教育委員会と協議のうえ積極的に導入してください。
- (2) 省電力やノンフロン対応など、環境負荷の低減に十分対応した機種としてください。
- (3) 据付面を十分に確認したうえで安全面を考慮し、適切な転倒防止対策を行ってください。

### 6 維持管理

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこととします。また、商品の消費期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- (2) 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障や問い合わせについては連絡先を明記し、速やかに対応してください。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行ってください。  
また、自動販売機周辺の飲みこぼしによる汚損がある場合は、自主的に洗浄等を行い衛生管理に努めてください。
- (4) 原則として設置者は、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルを行ってください。

### 7 販売品目等

- (1) 販売品目  
飲料（一般市場で認知、支持されているお茶、コーヒー、水、炭酸飲料、紅茶、

ジュース類)

※ 酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）を除く

(2) 容器

缶・ペットボトル・紙パック等の密閉式容器

(3) 販売価格

標準小売価格（定価）以下で販売してください。

## 8 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、自動販売機設置料及び電気使用料を教育委員会が定める期限までに確実に納付してください。
- (2) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸する行為は禁止します。
- (3) 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については、教育委員会と協議のうえ行ってください。
- (4) 酒類・たばこの販売は行わないでください。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に教育委員会と協議を行ってください。
- (5) 自動販売機の販売価格は、標準小売価格（メーカー希望小売価格）を超えない価格で販売してください。
- (6) 販売商品と直接関係のない広告の掲示を行うことはできません。

## 9 使用許可の取消及び変更

教育委員会が許可物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、または許可の条件に違反する行為があると認める時は、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

## 10 原状回復

設置者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を教育委員会に請求することはできません。